(作成日:令和2年4月1日)

### 中華人民共和国向け輸出たばこの取扱要綱

#### 1 目的

この要綱は、中華人民共和国向け輸出たばこについて、農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律施行規則(令和2年財務省・厚生労働省・農林水産省令第1号。以下、本要綱において「主務省令」という。)第3条に基づく産地証明書の発行に関する手続を定めるものである。

#### 2 定義

本要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところに よる。

- (1)産地証明書 主務省令第2条第1項第3号に規定する放射性物質検査証明書等であって、輸出されるたばこが、輸出先国が指定する地域以外で生産され、又は加工されたことを証明する書面をいう。
- (2) たばこ たばこ事業法 (昭和 59 年法律第 68 号) 第2条第3号に規定する製造たばこをいう。

## 3 産地証明書の発行申請手続

産地証明書の発行を申請する者(以下、本要綱において「申請者」という。)は、その 都度、別紙様式に定める申請書に必要事項を記載の上、財務大臣に提出しなければならな い。

### 4 産地証明書の発行

財務大臣は上記2により提出された申請書の内容を審査した結果、輸出先国の規制に 適合していると認めるときは、産地証明書の発行を行うものとする。

#### 5 必要な調査の実施

財務大臣は申請者から提出された申請書の内容について必要があると認める場合は、 申請者に対し調査を実施するものとする。

#### 6 産地証明書の発行の停止等

財務大臣は、次のいずれかの場合に該当するときは、産地証明書の発行を停止し、又は 取り消すことができる。

- (1) 申請書の記載内容が虚偽であると認められる場合又はその疑いがある場合
- (2) 過去に交付を受けた証明書を不正に使用したことが判明している者(以下、本要綱において「不正使用者」という。)、不正使用者と実質的に同一であると判断される者、不正使用者が経営する事業者等からの申請であって、当該申請を行った者に発行した証明書の適正使用が確保されないと判断される場合
- (3) その他相当の理由があると認められる場合

(別紙様式)

年 月 日

財務大臣 殿

(申請者住所) (申請者名)

中華人民共和国向け輸出たばこに関する証明申請書

農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律第15条に基づき、中華人民共和国に対してたばこを輸出するに当たり、産地について確認証明を受けたいので申請します。

# (証明事項)

宮城県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県、千葉県及び東京都 以外の道府県において製造されたものであること

記

- 1. 商品名
- 2. 製造地(道府県名)及び製造場名
- 3. 上記商品の主原料及び産地